

議 長	皆さん おはようございます。定刻となりましたので令和元年第6回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 早いもので、今年も半分が過ぎ、6月となりました。人参の作業でお忙しいところ、お集まりいただき有難うございます。掘り取り体験の協力をしている方もいると思います。本日は、渡邊委員の畑にて、実籾小学校児童の掘り取り体験が行われる為、渡邊委員は欠席との報告を受けました。 したがって、16名中、1名の欠員、1名の欠席となり習志野市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、議長より指名させていただきます。7番 三代川和彦 委員、8番 織戸 淳也 委員 の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 それでは議事に入ります。招集通知では本日の議案上程は報告案件2件となっておりますが、追加議案が1件ございます。またその他、検討いただく事項が多々あります。 そこで今回の総会は、追加された議案第1号の審議後に報告事項を行い、終結の後にその他協議を行うこととしたいと思いますので、宜しくお願いいたします。平成28年12月総会議案より指導をし続けている「軽微な農地改良の届出」に関して、土地所有者の●●●氏より、要望書が提出されました。この件については、昨年6月総会において、誓約を守っていないことを地権者夫妻と代理人に再度通告しており、その後、一向に改善が見られぬまま、現在に至っています。この要望書について、5月29日の全員協議会で検討した結果を回答書として送付するにあたり、内容の確認をするものです。 ところで、今日は鷺沼地区の開発の関係で、話としては皆さん、もうだいぶ聞いているとは思いますが、市としては、開発はあくまでも地権者の希望によってやるということです。私も地元なのですが、開発ありきでいろいろ問い合わせもあるようですが、そうではなくて、これはあくまでも市の主導ではなくて地権者が主導しなければならない、そういう話ですので、今どういう状況になっているのか、市の職員を改めて呼んでいますので、農業委員会としても参考までにその話
-----	--

	をしてもらって、その後で議事に入りたいと思います。暫時休憩いたします。 *****区画整理課から説明、質疑応答***** 議 長 休憩前に戻り、会議を開きます。 議案第 1 号「生産緑地のあっせんについて」が出てまいりましたので、まずこれからスタートすることにいたします。事務局は、議案第 1 号の朗読及び説明をお願いします。 事務局 議案第 1 号、生産緑地のあっせんについて。所在地、習志野市●●●●丁目●●●番●、1,973㎡。●●●●号●●●●●生産緑地地区。申請者は習志野市●●●●丁目●番●●号●●●●、同上●●●●、同上●●●●。面積、1,973㎡、約592坪。買取希望額は●●●●●円、㎡単価は約●●●●●●●●円、坪単価約●●●●●●●●円。用途地域は第一種住居地域、建ぺい率60%。容積率は200%。当初の申出事由、平成31年第4回総会（4月）において、議案第2号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。期限、令和元年7月8日（月）までに市へ回答。 こちらにつきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、平成31年4月11日付にて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。次回7月の総会で、あっせん結果の報告を求めることになります。 次のページをお開きいただきたいと思います。主たる従事者証明を出す際に皆様方で現地調査を行った場所でご記憶も新しいかと思いますが、大久保の建売分譲の奥のところ、ちょっとわかりづらい所でしたが、とても広い生産緑地があったのはご記憶かと思います。所有者のご主人が亡くなられて、奥様の●●様が耕作をしておられましたけれども、高齢になり足腰が悪くなったということで、こちらを処分したいということ、また相続税の方もこちらを処分してお支払いしたいということで、そういうような内容であったということとはご記憶に新しいかと思います。 裏面をお開きください。現地調査の時の写真でございます。調査の当時は手前の方にそら豆とか、端の方に葉物を播いてあったり、奥には里芋があったり、ということでご記憶があると思います。今回こちらの方ですけれども市の方では、
--	---

	公共施設としての使用はないということで、農業委員会を通して地元の農業者の方でこちらをご購入したいというような方がおりましたら農業委員会にお申し出をいただきたいということになります。地元にお帰りになっていただいて、皆様方にお話をしていただいて、もし買取り希望の方がいらっしゃいましたら、次回総会までにお申し出をいただきたいわけです。そこそこ大きい面積できちっと管理をされている農地ですので、いい活用ができればということを申請者からはうかがっております。よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	これより、議案第 1 号についての審議に入ります。ご質問等の有る方は、挙手願います。現地を見た関係だとか、その他いかがでしょうか。村山委員、どうぞ。
村山委員	「希望額」というのは、鑑定価格でしょうか。
事務局	こちらの金額につきましては、所有者の方からの申し出になります。所有者の方が鑑定等を取っていらっしゃるのかはそれぞれです。
議 長	暫時休憩いたします。
議 長	休憩前に戻り、会議を開きます。村山委員、よろしいですね。 他に質問等が無ければ、会議を進めたいと思います。この案件につきましては皆様で地域に持ち帰り、買取申出者がいるか確認いただいて、来月（7 月）の総会で結果の報告を求めることとなりますのでよろしくお願いいたしますと思います。 次に最後の、報告事項並びに確認事項等に入ります。改めて資料をご覧くださいますが、報告第 1 号の農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の受理通知、及び報告第 2 号の農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理通知について、質問等の有る方は挙手を願います。 ありませんか。これに関して事務局からは何かありますか。
事務局	特に問題はない届出でございました。
議 長	他に意見、質問等が無ければ、これを以ちまして本日の総会は終了いたします。

	この後、先ほども申しましたように、●●●さんの件だとかいくつかの問題がありますので、事務局の説明を聞きながら、質問を受けたり、意見を出していただきたいと思います。それでは、これで本日の総会は終了することにいたします。この後につきましては、事務局で進行をお願いします。
--	--